



目次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
◎高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
◎告示（建設業法による閲覧所の設置）の一部改正（土木政策課）	2
◎告示（浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置）の一部改正（ 〃 ）	2
◎高知県公共事業再評価委員会設置規程の一部改正（ 〃 ）	2
◎告示（解体工事業者登録簿の閲覧所の設置）の一部改正（ 〃 ）	2
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（会計管理課）	2
公 告	
○公印の新調（文書情報課）	4
高知県議会告示	
◎告示（高知県議会常任委員会所管事項）の一部改正	4
◎高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正	4

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第36号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「、計画推進課」を「、スポーツ課、計画推進課、中山間地域対策課」に、「建設管理課」を「土木政策課」に、「スポーツ健康教育課」を「保健体育課」に改め、同項第4号中「文化推進課」を「文化振興課」に改め、同項第5号中「、まんが・コンテンツ課」を削り、「経営支援課」を「産業創造課、経営支援課」に、「森づくり推進課」を「森づくり推進課（林業大学校準備室を除く。）」に、「課長補佐」を「課長補佐並びに林業大学校準備室にあつては、室長」に改める。

第7条第1項第4号中「職員厚生課」を「職員厚生課、財政課」に、「文化推進課、まんが・コンテンツ課」を「文化振興課」、「商工政策課」を「商工政策課、産業創造課」に改める。

別表第1の表中

療育福祉センター	事務局長
----------	------

を

療育福祉センター	事務局長
産学官民連携センター	産学官民連携・起業推進課の課長補佐を兼務する職員

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第3号

高知県公営企業局訓令第1号

高知県教育委員会訓令第5号

本 庁
各 出 先 機 関

公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
高知県公営企業局長 井奥 和男
高知県教育長 田村 壯児

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程（平成22年4月高知県公営企業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。
高知県訓令第4号
高知県教育委員会訓令第5号

第2条第5項中「、理事・大阪事務所長、理事（中山間対策・運輸担当）」を削り、「文化生活部長」を「文化生活スポーツ部長、中山間振興・交通部長」に改める。

第7条第4項中「文化生活部文化推進課長、産業振興推進部計画推進課長」を「文化生活スポーツ部文化振興課長、産業振興推進部計画推進課長、産業振興推進部産学官民連携・起業推進課長」に、「産業振興推進部中山間地域対策課長」を「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」に、「土木部土木企画課長」を「土木部土木政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令
監 査 委 員 訓 令

高知県訓令第4号

高知県公営企業局訓令第2号

高知県教育委員会訓令第6号

高知県警察本部訓令第14号

高知県監査委員訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所

公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署
監 査 委 員 事 務 局

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
高知県公営企業局長 井奥 和男
高知県教育長 田村 壯児
高知県警察本部長 上野 正史
高知県代表監査委員職務代理人 坂田 和子

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程（平成19年4月高
知訓令第17号
知県公営企業局訓令第8号
知県教育委員会訓令第10号
知県警察本部訓令第20号
知県監査委員訓令第2号

）の一部を次のように改正する。

別表第1中「理事・大阪事務所長」及び「理事（中山間対策・運輸担当）」を削り、

「文化生活部長
産業振興推進部長」
を
「文化生活スポーツ部長
産業振興推進部長
中山間振興・交通部長」

に改める。
別表第2中「文化生活部文化推進課長」を「文化生活スポーツ部文化振興課長」に、「産業振興推進部中山間地域対策課長」を「中山間振興・交通部中山間地域対策課長」に、「土木部土木企画課長」を「土木部土木政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第5号

高知県教育委員会訓令第7号

高知県警察本部訓令第15号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
高知県教育長 田村 壯児
高知県警察本部長 上野 正史

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教
令第14号
育委員会訓令第1号
察本部訓令第4号

）の一部を次のように改正する。

別表本部員の項中「文化生活部長」を「文化生活スポーツ部長」に改め、同表幹事の項中「文化推進課長」を「文化振興課長」に、

「私学・大学支援課長」
を
「私学・大学支援課長
スポーツ課長」

に、「スポーツ健康教育課長」を「保健体育課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第323号

昭和50年5月高知県告示第299号（建設業法による閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中「高知県土木部建設管理課内」を「高知県土木部土木政策課内」に改める。

高知県告示第324号

昭和60年10月高知県告示第655号の2（浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中「高知県土木部建設管理課内」を「高知県土木部土木政策課内」に改める。

高知県告示第325号

高知県公共事業再評価委員会設置規程（平成10年10月高知県告示第620号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

第10条第1項中「土木部土木企画課」を「土木部土木政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

高知県告示第326号

平成13年5月高知県告示第381号（解体工事業者登録簿の閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中「高知県土木部建設管理課内」を「高知県土木部土木政策課内」に改める。

高知県告示第327号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中「管財課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び選付に関する事務」を「管財課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び選付に関する事務並びに財政課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務」に、「文化生活部」を「文化生活スポーツ部（スポーツ課を除く。）」に、「文化推進課」を「文化振興課」に改め、

「まんが・コンテンツ課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	まんが・コンテンツ課の出納員
-------------------------------	----------------

を削り、

「 _____ 」

を「

産業振興推進部（交通運輸政策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	計画推進課の出納員
スポーツ課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	スポーツ課の出納員
産業振興推進部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	計画推進課の出納員
中山間振興・交通部（交通運輸政策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	中山間地域対策課の出納員

に、

商工労働部（雇用労働政策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに商工政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	商工政策課の出納員
---	-----------

を「

商工労働部（雇用労働政策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに商工政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	商工政策課の出納員
産業創造課の所掌に係る歳入金の収納	産業創造課の出納員

に関する事務	納員
--------	----

に、「建設管理課」を「土木政策課」に、「スポーツ健康教育課」を「保健体育課」に改める。
別表第2中

税務課の出納員	税務課の所掌に係る県税及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金の収納に関する事務	税務課の現金取扱員
---------	---	-----------

を「

財政課の出納員	財政課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	財政課の現金取扱員
税務課の出納員	税務課の所掌に係る県税及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金の収納に関する事務	税務課の現金取扱員

に、「文化推進課」を「文化振興課」に改め、

まんが・コンテンツ課の出納員	まんが・コンテンツ課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	まんが・コンテンツ課の現金取扱員
----------------	------------------------------	------------------

を削り、

商工政策課の出納員	商工政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	商工政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

を「

商工政策課の出納員	商工政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	商工政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

産業創造課の出納員	産業創造課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	産業創造課の現金取扱員
-----------	-------------------------	-------------


に、「高知東警察署」を「高知東警察署分庁舎」に、「南国警察署」を「南国警察署分庁舎」に、「土佐警察署」を「土佐警察署分庁舎」に、「中村警察署」を「中村警察署分庁舎」に改める。

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、新調した公印を次のとおり公告する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
知事印		一般文書	平成29年4月1日

議 会 告 示

高知県議会告示第2号

昭和38年7月高知県議会告示第2号（高知県議会常任委員会所管事項）（以下「所管事項告示」という。）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の施行の際現にこの告示による改正前の所管事項告示の規定による所管事項に基づき常任委員会で審査され、又は調査されている事件は、この告示による改正後の所管事項告示の規定による所管事項に基づき当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

平成29年4月1日

高知県議会議長 浜田 英宏

第2 危機管理文化厚生委員会の所管事項の項の(4)中「文化生活部」を「文化生活スポーツ部」に改める。

第4 産業振興土木委員会の所管事項の項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 中山間振興・交通部に関する事項

高知県議会告示第3号

高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年12月高知県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

高知県議会議長 浜田 英宏

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

所得等報告書

高知県議会議長 様

高知県議会議員 _____ ㊟

		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
山	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
林	山林所得		
所得			

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

注 「基因となった事実」欄は、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。